

2018年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社インフォメーション・ディベロプメント
代表者名 代表取締役社長 船越 真樹
(コード：4709 東証第1部)
問合せ先 社長室長 中谷 昌義
(TEL.03-3262-5177)

会社分割（新設分割）による持株会社制への移行および
定款の一部変更（商号および事業目的等の変更）に関するお知らせ

当社は、2018年3月13日付「持株会社制への移行準備開始に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、本日開催の取締役会において、2018年10月1日をもって持株会社制へ移行するべく、下記のとおり会社分割（新設分割）（以下、「本新設分割」といいます）を実施し、同日付で商号を「株式会社ID」に変更するとともに、事業目的を持株会社制移行後の事業に合わせて変更する旨を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、持株会社制への移行につきましては、2018年6月22日開催予定の当社定時株主総会において、本新設分割に関する議案の承認が得られることを条件としております。

なお、本件分割は当社単独の新設分割であるため、開示事項および内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社制への移行

1. 持株会社制への移行の背景と目的

当社は、2018年3月13日付「持株会社制への移行準備開始に関するお知らせ」に記載のとおり、昨今の環境下において、当社グループのさらなる成長の実現、および企業価値の最大化をはかるためには、全体最適に鑑み、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築する必要があると判断し、持株会社制へ移行する方針を決定いたしました。

なお、当社の持株会社制への移行方法は、新設分割により、現在当社が展開するシステム運営管理、ソフトウェア開発等のすべてを担う事業会社（以下、「新設会社」といいます）を新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継いたします。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能および各事業会社の管理機能を担い、引き続き上場を維持してまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 本件分割の日程

新設分割計画承認取締役会	2018年4月27日
新設分割計画承認定時株主総会	2018年6月22日（予定）
新設分割の効力発生日	2018年10月1日（予定）

(2) 本件分割の方式

当社を分割会社とし、新たに設立する「株式会社インフォメーション・ディベロプメント」を承継会社とする新設分割を実施します。

なお、当社は2018年10月1日（予定）をもって持株会社制へ移行し、「株式会社ID」へ商号を変更する予定です。

(3) 本件分割に係る割り当ての内容

本新設分割に際して新設会社「株式会社インフォメーション・ディベロプメント」が発行する普通株式1,000株をすべて当社に割り当てます。

(4) 当社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

当社の発行する新株予約権については、本件分割による取り扱いの変更はありません。

当社は、新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件分割による当社の資本金等の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に別段の定めがある場合を除き、本件分割により当社の分割対象事業に関して有する資産、負債その他の権利義務を承継します。ただし、その性質上承継が困難な権利義務等は除きます。

なお、新設会社が承継する債務については、当社による重疊的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社および新設会社は、本件分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また負担すべき債務の履行に支障をおよぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本件分割後における当社および新設会社の債務の履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

3. 本新設分割の当事会社の概要

(1) 各当事会社の概要

	分割会社 (2018年3月31日現在)	新設会社 (2018年10月1日設立予定)
(1) 名称	株式会社インフォメーション・ディベロプメント (2018年10月1日付で株式会社IDに商号変更予定)	株式会社インフォメーション・ディベロプメント
(2) 所在地	東京都千代田区五番町12番地1	東京都千代田区五番町12番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 船越 真樹	代表取締役社長 山川 利雄
(4) 事業内容	システム運営管理、ソフトウェア開発等	システム運営管理、ソフトウェア開発等
(5) 設立年月日	1969年10月20日	2018年10月1日(予定)
(6) 資本金の額	592,344千円	400,000千円
(7) 発行済株式総数	12,044,302株	1,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主および持株比率	株式会社エイ・ケイ 10.32% 株式会社みずほトラストシステムズ 8.50% ID従業員持株会 6.00% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 4.21% みずほ信託銀行株式会社 3.51%	株式会社インフォメーション・ディベロプメント 100% (2018年10月1日付で株式会社IDに商号変更予定)

資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	3.27%
有限会社福田商事	2.49%
TDCソフト株式会社	2.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社	1.99%
船越朱美	1.64%

(注) 当社は自己株式 (649 千株) を保有しておりますが、上記上位 10 名の株主からは除外しております。

(2) 分割会社の最近決算期の業績 (連結)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
純資産 (千円)	6,509,090	7,321,305	7,617,250
総資産 (千円)	10,319,890	10,552,287	13,917,039
1株当たり純資産 (円)	596.65	666.68	689.74
売上高 (千円)	20,082,605	21,554,874	23,207,461
営業利益 (千円)	970,200	1,105,815	1,254,939
経常利益 (千円)	964,763	1,133,245	1,274,756
当期純利益 (千円)	548,936	654,340	622,659
1株当たり当期純利益 (円)	50.73	60.13	56.84

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

システム運営管理、ソフトウェア開発、その他これに関連する現に当社が営む事業

(2) 分割する事業の 2018 年 3 月期における経営成績

	分割事業部門の 経営成績 (a)	分割会社の実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	21,530 百万円	21,537 百万円	99.97%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額 (2018 年 3 月 31 日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	4,332 百万円	流動負債	1,623 百万円
固定資産	0 百万円	固定負債	0 百万円
合計	4,332 百万円	合計	1,623 百万円

(注) 分割する資産、負債の金額は、2018 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基礎に作成しております。実際に分割する資産および負債の金額は、上記金額に本件分割の効力発生日までの増減を調整したうえで確定いたします。

5. 本件分割後の状況

	分割会社	新設会社
(1)名称	株式会社 I D	株式会社インフォメーション・ディベロプメント
(2)所在地	東京都千代田区五番町12番地 1	東京都千代田区五番町12番地 1
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 船越 真樹	代表取締役社長 山川 利雄
(4)事業内容	株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社管理業務等	システム運営管理、ソフトウェア開発等
(5)資本金	592,344千円	400,000千円
(6)決算期	3月31日	3月31日

6. 今後の見通し

本新設分割により事業を承継する新設会社は、当社の 100%子会社であるため、連結業績に直接的な影響はありません。

II. 定款の一部変更(商号、目的、附則)

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社 I D」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります(下線部分変更箇所)。

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社インフォメーション・ディベロプメントと称し、英文では <u>INFORMATION DEVELOPMENT CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、株式会社 I D と称し、英文では <u>ID CO., LTD.</u> と表示する。
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~8. (条文省略) 9. <u>前各号に関連する一切の業務</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを</u> 目的とする。 (1)~(8) (条文省略) (9) <u>その他適法な一切の事業</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 第 1 条および第 2 条の変更は、2018 年 10 月 1 日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則は、前条に定める定款変更の効力発生後に自動的に削除される。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 2018 年 6 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2018 年 10 月 1 日 (予定)

以 上